



臓器提供と臓器の教育・研究利用について

第75回 厚生科学審議会 疾病対策部会 臓器移植委員会

厚生労働省 健康・生活衛生局

難病対策課 移植医療対策推進室

Ministry of Health, Labour and Welfare of Japan

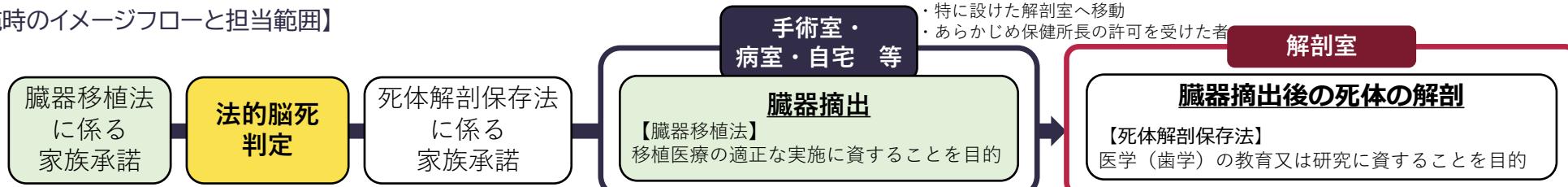
臓器提供と臓器の教育・研究利用について

- 臓器移植法(平成9年法律第104号)第9条において「第6条の規定により死体から摘出された臓器であって、移植術に使用されなかつた部分の臓器を、厚生労働省令で定めるところにより処理しなければならない」と規定しており、臓器の移植に関する法律施行規則(平成9年厚生省令第78号)第4条で、その具体的な処理方法は、焼却処分することとされている。法第9条は、臓器移植法逐条解説において「**本条は、移植目的で摘出された臓器(又はその一部)を医学研究等その他の目的で使うことを制限する目的でつくられた規定**」とされていることから、他法令に基づく解剖の同意があったとしても、臓器移植法に基づき摘出された臓器であって、移植術に使用されなかつた部分の臓器を研究利用することはできない。
- ただし、他法令に基づく場合において、死体から摘出していない臓器に限り、研究等で利用することが可能である。

<死体解剖保存法に基づく場合>

- 原則として遺族による死体の解剖の承諾がある場合、死体解剖保存法(昭和24年法律第204号)に基づき、臓器摘出後の死体について、医学の教育又は研究に資することを目的として、解剖を行うことならびに研究に資することは可能である。ただし、以下の点に注意を要する。
 - 死体解剖保存法第9条に基づき、死体の解剖は特に設けた解剖室で行う必要があることから、臓器提供を行った手術室等において、研究目的等の臓器を取り出すことは不可。
 - 死体解剖保存法第2条に基づき、死体の解剖をしようとする者は医学に関する大学の解剖学、病理学又は法医学の教授又は准教授が解剖する場合等を除き、あらかじめ、解剖をしようとする地の保健所長の許可を受ける必要がある。
 - 標本の保存を行う場合は、死体解剖保存法第17条に基づき、医学に関する大学又は医療法の規定による地域医療支援病院、特定機能病院若しくは臨床研究中核病院の長、ないし法第18条に基づく死体解剖をすることができる者が行う必要がある。

【実施時のイメージフローと担当範囲】



あつせん 法人	<input type="radio"/>			<input type="radio"/>	
提供医療 機関		<input type="radio"/>	<input type="radio"/>		<input type="radio"/>

※病室・自宅での摘出は心停止後の眼球を想定

(※)医学及び歯学の教育のための献体に関する法律(昭和58年法律第56号)に基づく献体の意思表示がなされている場合については、死亡した献体登録者が生前に、医師による手術手技研修等の臨床医学の教育及び研究に使用されることについての書面による意思表示をしている等の条件を満たす場合において、「臨床医学の教育及び研究における死体解剖のガイドライン」に基づく解剖・研究利用も可能な場合がある。ただし、刑法(明治40年法律第45号)第190条の死体損壊罪の違法性が「正当行為」(刑法第35条)として阻却されるかどうかは個別の案件ごとに司法判断されるものであり、「正当行為」としてその違法性が阻却されない限り、本罪に問われる(告発される)可能性がある。